

山鹿素行の教育論の展開と到達点

——後期の教育論の検討を中心に——

内山宗昭

(序)

山鹿素行（一六二二～一六八五年）の教育思想に関して、思想全体と関連づけられた各教育論の構成と展開過程を跡付けて、『謫居童問』（寛文八年・一六六八年著）に至るまでの教育論の発展の経緯を考察し¹、さらに『謫居童問』執筆期に成熟した素行の論が、一年の後『中朝事実』（寛文九年・一六六九年著）として「日本化」を明記するに至った過程と、その教育論展開上の文脈を追った²。後者はしかし素行の教育論の展開・発展の文脈からは、制度論・方法論に新規の案を提供するものではなかった。すなわち、この時期に至って以降を後期とみれば、既にこの時点で教育論は一定の完成をみており、変化はほとんどみられないことになる。いわば、この時期に素行の教育論は一定の到達点を迎えたと考えられる。ここに、到達点としての教育論の主眼は何であったかがみえてくる。そこで後期の動向について確認し検討しておきたい。

本稿では、素行が後期において述べた教育論に注目して、この時期に確定したその到達点としての見解を探り考察を試みたい。

(一) 素行における後期の動向

ここでいう素行の思想的変遷における「後期」とは、『謫居童問』まで発展させてきた教育方法論・制度論が表明された後、なお素行の思想として『中朝事実』が著されて、それ以降の期間を意味する。寛文九年（一六六九年）素行四十八歳に成った『中朝事実』以降、主だった動向をみると、延宝三年（一六七五年）迄の赤穂藩謫居期の間、『謫居童問』に記された門弟・子弟を念頭に置いた素行の思想の総括と継承の意図があり、それは素行五十四歳延宝三年（一六七五年）著『配所残筆』において、それまでの素行自身の思想的遍歴や事跡を省みる記述となり遺戒として述べられている。その点で総括・到達点としての表明が形になっているとみえる。例えば、こ

の間の総括的な表明が端的に窺えるのが『謫居随筆』である。寛文六年（延宝三年（一六六六）一六七五年）の間の著と推定されているが、本著には『中朝事実』の「日本中朝主義」と共通する「日本化」の思想動向が明瞭であることから、同期の総括としての角度から読むことが可能なものといえる。『武教七書諺義』（寛文十三年・一六七三年）において、「七書」の解釈とともに「日本中朝主義」を明示し、その「日本化」の方向が、日本の特に「武学・武教」の教育内容への帰着と、そこからその百科全書の総覧を企画すること、『武家事紀』（延宝元年・一六七三年）著作に至る経緯がある。それは新規の発想というよりも「日本化」の意識から、自身の日本の兵学の内容に対しての価値への再確認としての主張であった。それまで述べてきたことの集大成に意義を見出した結果であると思われることが出来る。

素行五十四歳延宝三年（一六七五年）著の『配所残筆』はその意味で一つの区切りであって、ちょうどその年に赦免が叶い、江戸へ戻り、門弟とともに自身の私塾積徳堂周辺での教育活動ならびに晩年の著述を残す時期へと入る。当期以降の論は、最晩年の著作や雑記類の記述として残るが、天和元年（一六八一年）素行六十歳前後の著作と考えられる『治平旧事』『斎修旧事』等と、延宝六年（一六七八年）時の『随録』、また『章数附』のような雑記・随筆であり、『章数附』は延宝七年（一六七九年）頃から没年前年の貞享元年（一六八四年）にかけて筆録され、門弟への講義の記録を中心に教育・学問観も記され、素行晩年の事績を知ることが可能である。没年の

貞享二年（一六八五年）素行六十四歳迄の間の事情が窺える。

こうした「後期」の事歴にあつて、顕著なのは、例えば、寛文十一年（一六七一年）に嫡子萬介が六歳になり学習を本格化する等、その萬介の成長に関わる記事が多くみられ、延宝八年（一六八〇年）萬介に山鹿流兵法を伝授したこと等兵学・武学の講義や、そしてその読書歴を拾うなど子弟の教育に関わる記事が多くあることである。同じく、門弟の動向について、詳細に記事にしていることであり、大島雲八、東惟純、布施源兵衛等、近しい門弟との応答がよく所載されていることである。『謫居童問』の聞き手であった磯谷義言が「童」から成長して津軽家家臣になった件も記されている。これらの応答には、多分に教育的な関心が溢れている。一方、延宝元年からの『七書諺解』『武家事紀』著述にみられるのは、素行の兵学に関わり、その内容に関して百科全書的な集大成を意図したことである。

また、延宝五年（一六七七年）「神主を拝し伊勢大神宮・大峰大権現・諏訪大明神に礼拝す。以後概ね毎年例とせり。」とあり、後年も続けてこの参拝を特記していることから知れるように、素行が「日本中朝主義」よりみせた日本の「神」への礼拝を実践していることである。さらに延宝六年（一六七八年）、『原源発機』の著作がある。津軽信政への『原源発機』講義等、易学を土台とした兵学を説くことを行なっている。赦免後の素行の比較的自由的な身上が窺い知れるところでもあるが、赦免当初はやはりいわば反体制的な思想犯としての嫌疑は持たれていたらしく、「藩主に対し近來素行

方々徘徊すとの説」への弁明書を懸命にしたためている経緯がみられる。そのことが契機で、擁護してもらった松浦鎮信へ当の禁書対象であった著作であるかつての『聖教要録』を講義し、その後も繰り返し返して講義が可能になっていることがわかるが、この間に、その評価も変わったものと推察される。赦免直後の素行の行動に危機感を持ちそれに注意を与えた老中久世広之自身が逆に関心を持つに至り、素行が『聖教要録』細注本を久世に贈呈するに至る経緯あたりに、素行の学問が体制擁護の論であり、少なくとも反体制的ではない旨が知れたものと推量される。天和三年（一六八三年）・貞享元年（一六八四年）には、公然と『聖教要録』が何度も講義されている。なお、最晩年において、このように『聖教要録』を使用するということは、本書を自身の思想の原典とみているからであり、この延長に素行の思想は継続していることの証左でもある。その点でもここで到達点後の素行の思想的な「後期」として考察する所以が確かめられるものと考えられる。³

(二) 『謫居随筆』にみる教育・学習論

『謫居童問』『中朝事実』に前後して執筆したと考えられる著作に『謫居随筆』がある。本著は一部を残す不完全な状態ではあるが、素行はそこで端的にその学問的な意図、自らの主張について集約的に表明しており当期の論の方向性を窺うことが可能である。その点で、教育論をはじめ、素行の論が到達したところを伺うことが出

来る。本書の冒頭では、「五行は金・水を以て陰と為し、木の堅牢、火の猛烈、土の硬実、由つて成らざるなし。陽以て之れを始め、陰以て之れを成す。……故に五行相因り万物生成す。天地は五行の大全なり、人は五行の小成なり⁴。」と述べており、またそこで、「聖人」の役割は、その「天地の大全に則り、以て其の道を拡充す⁵。」すなわち、人は「五行」の「天地」の法則性に則り理論、すなわち教育方法を立案するところにある。この時期『謫居童問』の子どもの発達観によれば、「胎内を出でて……元氣日々長ず。是れ木生^レ火のゆゑ也。……」との論に発展したところに特色があったことに照らし、この期に素行独自の「五行」説解釈に拠る人間形成論とそれに伴う子どもの発達観へ強い関心を深め、その論拠としていたことが確かめられるものとなっている。

素行の五行説は、「天地」の造作に関わる「自然」の営みとしての現象面からとらえられることを特色とする。人間形成論もその角度からの観察と教育方法論へ結びついていた。次の引用には、そうした「天地」の作用としての面がよく表れている。

天地は萬物の宗源成り、……凡そ形氣あれば、天地も亦未だ嘗て偏塞の在るを免れず、……。上古の聖神之れに通じ之れに達し、衣服もて寒を防ぎ、屋宇もて露を除き、飲食して飢を充たし、……人の形体利嘴・威距に偏らずと雖も、亦骨節相設け、四肢以て柘け、耳目鼻口之用あり、性情感識の通ずるありて、喜怒中に動き威儀外に発す⁷。

「天地」自然の形成作用において存在する人間なのであり、人間

としての特質を生物的側面から説くとともに、そこでの人為的な営為を位置付ける。「礼」としての教育営為の位置付けでもある。自然との関係で説くことは「誠」思想との関係でも重要な要素であった。この面が冒頭に述べられることの意味も重いと考える。

同書ではまた「武徳の中国に於ける、上古の神聖」と表現しているが、その趣旨は『中朝事実』の主張すなわち「日本中朝主義」の表明に重なっていることが確かめられる。すなわち続いて「天神、伊弉諾尊・伊弉冉尊に謂つて曰く」と述べており、それは「武徳を以てせずんばならず。……天孫は武人を先だて」と、武士の存在意義を強調する論旨を露わにする。日本の武士による治世に関わる歴史の変遷の記述が続く、「上は聖教を弛め、……保元・平治に至り……父子の倫紊れ、文武の綱湮ぶ。……武威愈々堅く教化大いに布き」と、教化論に向かい、武家の治政論に展開する。「日本中朝主義」から、それを基として「日本の武学の尊重・重視」へ向かう文脈が柱となっている。武家による社会教化の根拠は、「今天命武に在るは、武將其の道を得たればなり。」¹¹と述べられるが、結論は教化主体である徳川政権の正統性の主張にある。

「武学・武教」としての兵学には次のような要素が存在している。聖人星差を推して躔歩を董り、……坤の儀は時ありて変ず。……聖人水土に因りて以て其の中を立て其の極を正し、而る後地其の俗を得たり。天地已に然り、況や人物をや。故に良將基を建て業を隆にし、能く其の変に通じ、修飾斉化すること、猶ほ星差を推し水土に因るに異ならず。天地も亦聖人の修為を假りて而る

後に全し。蒼生の保、天下の治、時勢の差、文武の用、古今異日の談なり。¹²

「易学」としての側面であり、それは『原源発機』への志向を窺わせる点である。

『聖教要録』以来繰り返して主張してきた「立教」としての教化論・教育論は、ここでは特に、日本の「武学・武教」として武家の治政史を大いに語った上で、例えば「平清盛・源頼朝及び尊氏・平信長・豊臣秀吉は各々一世の雄才英武なり。……寧ぞ職業の懈怠せるや、將た政令の詳に致さざるか、寧ぞ知徳糾明せられざるや。……子孫を守るに道を以てする能はず、……心知の慮る所甚だ狭し。……詠歌作文に、……其の久しきや子孫皆之れを追うて例と為す。」とあるように、教育・学問を子孫に的確に行うことの失敗を多く例示した上で、結論的に子弟への教育の適切性を主張する論として展開している。

以上のように、①五行説による人間形成論、②日本中朝主義、③日本の「武学・武教」への復帰、④武家の教化者としての役割論、⑤易学『原源発機』への志向、⑥子弟への教育の重視がみられる。後期の特色といえる③日本の「武学・武教」への復帰についてであるが、素行は、本書で、「武学」としての学習方法について丁寧に述べている。

武將……凡そ武と文と各々其の道あり。其の道を致さざれば、天資の敏、生質の才、亦似て未だ是ならざるなり。之れを致すは学に在り。学とは何ぞ。其の有道に就きて之れを正すなり。故に

上智を求め大賢を聘し、心を駿骨に傾くるものは、良将の道なり。賢智の臣、才学の徒、豈唯だ家臣左右の間に在らんや。……有道以て之れに與り、……¹⁴

と、教育活動を評価し、「武学」の具体的内容には、「物を以て其の事を試み、事を以て其の業に慣るるは、武の礼なり。故に田獵漁遊並び用ひて、人馬の歩騁を規し、器械の可否を考ふ。是れ事を講じ文章を昭にし威儀を習はずなり。況や弓弩火鎗の技、各々其の帥に命じて其の芸を練り、其の事物を肆ることをや。」のように実技を伴う習練を含んで説いている。同様に、「射礼は武器の要なり、馬芸は武物の長なり。……以て其の教を励ますは、武の礼なり。」¹⁶他、「射・御」はじめ「武の礼」の各種の説明がなされている。

「人君の学」とも表現されるその学習方法においては、

学は致知修徳力行砥節に在るなり。人君の学は、専ら読書作文を以てすれば、古事に泥み時変に昧し、而も書を読まざれば聖賢の遺志、古人の制法に通ずるを得ざるなり。夫れ書は古の迹なり。……然れども亦迹を知らずして放逸なれば、……故に書を読むに道あり、其の迹を知りて以て其の変に通ずるに在り。人君の学其の実を致さざれば、書生博士のごとく碌々として文字の裏に窺ふなり。¹⁷

と、術学への批判から実情への応用をここでも強調している。「武学」の主旨・存在理由を述べている点でもある。ここよりかつて『山鹿語類』で詳説された学習方法論が再説されている。

知以て之れを致めて日に新なるは、猶ほ鏡の淬摩して弥々明ら

かに、劔の百鍊して鏽を拂ふがごとし。之れを致むるの道は、学んで之れを博くし、問うて之れを尽くし、思うて之れを切にし、辨じて之れを明かにするに在り。明かなれば、知致り、知致れば行うて通ぜざるなし。諸れを古老に諮うて古人の実を知り、諸れを知者に問うて事物の用を考へ、諸れを今日に質して当世の変に通ずるは、人君の学なり。余力あれば文を学び、席を旧老臣に賜ひて往事を談じ、祖曾の艱難を嘗め、古今の興亡を知り、群臣の先勤を詳にするは、人君の礼なり。¹⁸

注目すべきは、学習方法論の後半が「席を旧老臣に賜ひて往事を談じ」という素行の「武学」としての兵学談義に通じる内容を強調している点である。そして素行の「氣質変化」を信条とする陶冶性論として学習の効用を評価している。

人必ず其の先入する所以に牢籠りて、学ぶ所を是とし習ふ所に安んずれば、因つて其の旧染を革むるを得ず。是已れが是とする所を是とし、己れが非とする所を非とするが故に、終に其の氣質を変ぜざるなり。学は氣質を變ずるに至らざれば、実学に非ざるなり。人君若し学を以て其の質を移さざれば、乃ち其の旧習を厚うし、其の迷瞶を増し、知は以て人を拒ぐに足り、辨は以て古を證するに敏し。¹⁹

と、される陶冶性論である。ここには「旧習」を変える教化・教育・学習の効用という観点が目立っている。

この「武学」は、「武の礼」として「年月の間、定むるに其の節を以てす。……武將の礼、其の節に従つて其の道を糾し、其の礼に

困つて其の業を直すは古の教なり。」との意義を持つとともに、子弟の教育方法としては、次のような武家子弟の年中行事・通過儀礼を取り込んだ方法に結び付けられている。

正月には具足開・弓始め・騎始・吉書・謡初あり、武を先にして文を後にするは柳営の式なり。文武並び立ちて道大に行はる。……

正月は、……武家は其の雛児に贈答するするに小弓矢を以てす。……而も其の耳目に慣れ、其の手足を練るの基にして、男子四方に事あるの教なり。三月には、幼童小娘に泥塑の小男女を翫ばしめて、音聞嘉祝の戯を為さしむ。是れ其の情を微物に寓して、以て姑舅に奉じ、事々を治むるを教ふるの道なり。五月には雛童あるの家は、木の甲軸弭、紙の旌旄を設け、木刀・竹槍・塑像を列ね、古士の勇名に搏換へ、以て門戸を張り屋上に架す。……而して幼童をして其の事物を知らしめ、人馬をして其の耳目に慣れしめ、之れに因つて以て其の道を糺さしむるの道なり。古の良將は其の慮る所尤も遠し。上巳に曲水の宴あり、重九に賞菊の遊あるは、文を忘れざるの戒なり。²¹

この方法は、『山鹿語類』でも述べられていた子どもを対象とした教育方法の一環であるが、それがここで「武学」の教育方法論として再説されているのである。この方法論については同様に、「凡そ物は其の心を寓さざるなし。視聽言動之れに因りて移り、志気徳量之れに因りて著はる。……珍玩奇物を必とし貴ぶときは志を喪ふも、措いて用ひざるときは俗陋なり。況や稚子童蒙の翫、賀慶儀仗

の粧、皆其の寄るところあるをや。」²²と、事物と接する教育的な環境としての観点において、子どもの教育への意義が述べられる。

およそ「武学」には「三等」あるとされ、

武將にして未だ武の実を致さざれば虚名なり。故に其の学は武を以て先と為す。武学に三等あり、修人・審謀・正己・致物を上武と為し、戦略・軍制・以得を中武と為し、勇力・技巧・相得を下武と為す。上武は武將の学なり。中武は軍帥・有司・卒長の学なり。下武は庶士衛卒の学なり。良將は三つに通じて機変応ぜざるなし。……天地に先だちて其の徴を察し、天下の人民に先だちて其の機を知るは、良將の政なり。……先づ知つて豫め設くれば、其の政無事にして化行はる。……夫れ上聖上徳は至誠前知なり。²³と記され、それは教化の制度的な施行を意味する。「風化し俗習へば、民其の然る所以を知らず。……民は水土に因りて俗を成す。……是れ其の俗を一にするなり。」²⁴と「武学」の中に庶民教化が問題となる。前述した④の武家の教化者としての役割論が強調されていることが窺われる。

素行が「凡そ天下の人未だ嘗て由らずんばあらざるもの、所謂庶民なり。四海の民其の職業あるものは、悉く三民の列に属せざるなし。三民化して……²⁵と関心を表明する庶民教化は、「士民の法を省るに業を勤むるを以てす。」²⁶「三民は其の志を励み其の業を勤むるに在り。」²⁷との「業」の励行が主旨にあるものである。「三民は其の業に因り其の情を異にす。……教導とは業を詳にし事を励ましむるなり。其の誠を勧め其の実を篤くするは、道の大綱なり。故に孝子・

烈婦・義夫・節女は旌表して以てその間に示せば、其の俗自ら篤し。工商は士と民とに因りて其の贏を得、士民の間礼楽行はるときは工商自ら利す。其の俗士民の中に在り。礼立ち俗正しければ、則ち工商自ら化す。……然れども品節差つて世々一家の制を立つれば、又其の礼あり。……以て其の道を致し、其の統長をして其の奸曲を糾し、……」²⁸と社会教化政策として旌表制度や、代官や庶民各職種各々の中心者あるいは村の長・司に当たる者の教化者としての役割に着目しており、『謫居童問』でも確認される学校代替案として考案した庶民教化の地域における仕組みである庶民の長の役割と社会教化策がここに含まれていると考えられる。

加えて、ここに、
凡そ聖賢の書も亦三民説誦を叨りにし、以て文章を唱和すれば、業怠り産荒れて、終に高踏遠遁を以て味と為す。故に之れを叨りにするを許さず。唯だ富有にして暇多き子弟の頽材ありて進士すべき者は、師に就き入塾するも亦可なり。²⁹

と、庶民の一部に対して学校教育の機会を認めている。ここに本説が明記されていることは、素行の学校論の特性を知るうえで重要である。この庶民に対しての学校教育の機会に関しては、『山鹿語類』『謫居童問』にもみられた記述ではあるが、どこまでその可能性を真に認めていたかは判然としない断片的な記述の印象の残った論であった。それが再説されていることは、素行にあって庶民の「入塾」としての機会を考量するものであり、素行では正規学校としては捉えない寺子屋による代替論とは異なった見解である。³⁰

庶民を対象とする社会教化論では「業」の励行が主眼であると言指したが、素行が思想として「事物」を捉える時、社会的・動的な視点をもってそれを解釈している。「事物其の人を得ざれば全からず。……其の道を致め其の用を済す。……故に農工商あり、互に交易し、其の事物を全くし、国富民安らかなり。」³¹と述べる産業論は、富貴は人の好む所にして……、禄を有勲に世々にし、官を有才に授くるは、古の良法なり。……工匠の脩飾に因り、形を革め象を變じて天下の利と為る、……故に文武の器用日に新たにして、其の功古に倍す。……時異なれば則ち物殊なるなり。凡そ物古に便にして今に便ならず、其の地に利にして茲に利ならず、王朝に用ふべくして武朝に用ふべからざるあり。故に斟酌校量して其の規を失はざるを以て適と為す。……蕃舶来津し、商賈売買するは交貿を広むるの道なり。然れども之れを正すに其の道を以てせざれば、異俗淆混し、邪教相乗じ、人皆奇を好み耳を信じ、風を移し俗を易ふ、戒めざるべけんや。³²

として敷衍して述べられており、その統制を述べる一方で逆に交易をはじめとする経済的行為や文明の発展について積極的な発言を素行がしていることが看取される。素行が本書で、この点を強調することも重要な点ではないかと考える。

庶民対象の社会教化論では、②の「日本中朝主義」が、提唱後の宗教政策観の変化として現れている。「本朝は神国なり。政神祇を崇ぶを大と為す。……伊勢・八幡は本朝宗廟の大祖にして武義の元始めなり。……神社の祭礼は、神徳を光かし、神功を著はし、而し

て神明を慰め通じて、人心をして感起せしむる所以なり。」と寧ろ積極的にその基盤を評価するに至っている。「神を敬ふは、本朝の風儀にして、遠きを追ふは人情の篤実なり。」のように、宗教性を認める点が表に出ている。背景には、「人心は元より東西なし、而して水土に五方の異あり。人物の生生、未だ嘗て水土に據つて之れを成さざるはあらず。」との風土・環境により人間形成が成るといふ素行の後天的な習得観念にあり、そこから日本の風土に合致した教化・教育の適用を説く視点が関わる。「凡そ土地には自然の風俗あり、時勢と推移すべからず。……中国と外朝と東西相去ること數千里、その土地甚だ殊なり。故に外朝聖賢の能事、用捨ありて而る後に可なり。況や王武の治其の地を異にするをや。」と導かれて前述の「武学・武教」への回帰の趣旨に繋がるのである。

最後に、⑥の子弟への教育の重視の面であるが、後期において、その関心は特に武家子弟への教育関心としてより高まっている感がある。その事由は前述したように、子弟・門弟への教育活動が安定してきたところにあると考えられる。それが、史的な論評として、「豈唯だ彼の己の子が過ならんや。之れを節するに礼を以てせず、之れを省みるに法を以てせざればなり。大江廣元・三善善信、柳營を輔佐して、……頼家・実朝……これを逆へ或は知りて諫めず。然れば乃ち二子初に賢にして後に愚なるにあらず。」と、前述同様、教育への失敗の類例を述べ翻って子弟への教育の適切性とその重要性を結論付けるのである。ここでは、生得説によらず習得説により、教育の可能性を本書では次のような譬えをもって説いている。

聖人は百世も亦遭ひ難し。然れども之れを練るに其の道を以てし、之れを教ふるに其の法を以てして涵泳陶薰すれば、其の氣質終に變ず。鍔匠金を淘して……況や竹木の柔樸弱質をや。故に人心の習ふ所学ぶ所、其の然るを期せずして、而も之れを是とし之れに安んじ、以て風俗を為すもの、天下の人情なり。

生れながらにして知れると、之れを教へて移らざるとは、希世の質なり。故に君子は存して之れを論ぜず。学を以て其の知を致し、変に通じて其の才を明かにするものは、人の力行なり。君子の人才を陶鑄するは、磨礪蓄養の積累なり。

教育の適切性が求められ、再び素行の陶冶性論が本格的に展開し「氣質変化論」に向かっている。素行は後期において実地で教育的関心を深めていたと考えられ、「子孫教戒」への関心も以前に増して強いことが推測される。武家の為政者に対して、教育方策への関心の喚起を促す論としての面も同様である。

(三) 『配所残筆』における省察

『配所残筆』は、前述のように延宝三年(一六七五年)素行が赦免され江戸へ帰る前に赤穂藩謫居の最後に書き著した、自らの半生記であり、一方で門弟たちの活躍を記すことで学派としての存在主張をしているとともに、素行自身の学問・思想遍歴に関して省察を試みたものとなっている。「遺戒」として素行が意図したことを述べているが、素行の家訓としての性格も有した武家家訓の一つとみ

ることとも出来る。素行の「子孫教戒」の意思について窺えるものである。『配所残筆』の後半には、素行が自身の学問の在り方、すなわち素行の「聖学」の「聖学」たるべき条件について「我れ等存寄の学の筋」³⁹として省察している箇所がある。それを前述してきた素行の後期の教育論の特性に照らして読み直してみれば、次の点が指摘されており、前述の特色と対応している。①「日本中朝主義」を経て、長年中国の典籍に拠ってきたが、日本の事物をこそ学習すべきであること。②脱世間的な宗教的教学ではなく、世間に対応可能な規範としての教学であること。③高尚な銜学ではない日用の事物の学習をすること。④武学としての学問内容が求められている。以上の主張である。⁴⁰

①から④までの主張は実は一連の動機に貫かれており、それは当期の武家が治政・処世に資する学びとして優先され適切なものは何かという問題意識による。長年儒者として中国古典に典拠を求めてきたが、日本の風土に根差した日本の歴史の内容がむしろ学びに資するのではないか。これが『中朝事実』に転回した「日本中朝主義」であり、そこから改めて、日本の「武学」を見直し再評価しようとしている。素行のいう「聖学の筋目」は「身を修め人を正し、世を治平せしめ功成り名遂げ候様」⁴¹を目的としていることにおいて人の生き方としての教学性を持ち、宗教も含む教学全体を比較対象として「儒仏神道共に各々其の一理有^レ之事に候¹²」とし各々の特性を取り上げた上で批判を加えている。世上の教学の態様を素行の目で観察・評価した結果であり、その点で教学全般への関心も素行は豊富

に持っている。素行自身が本書で述べているような思想遍歴と経験をしていることもその証左である。批判の観点は、「世間」と「学問」を分離させないということであり、「日用の学」の必要を説くものであった。「但し文章も学の餘分なれば、是れを嫌ふにはあらず。餘力の暇には詩歌文章も不^レ可^レ棄^レ之成¹³。」と教養としての学びも否定はしていない。

その点では、「終には功もなく名もなく、無為玄妙の地に可^レ到。されば功名より入りて功名もなく、唯だ人たるの道を尽すのみなり。」⁴⁴と到達すべき在り方について表現しているのは印象的である。素行が既に自らの思想遍歴で批判対象とした「無為玄妙の地」との老荘思想的な表現をあえて使用することは形容とはいえ、教学としての比較における位置付けとその優位を強調したいものか、さらには「日本中朝主義」を経た後の宗教性再評価のニュアンスを伴う微妙な変化を窺えるところかもしれない。

そして、その教学の正当性の根拠は、武家としての人倫に基づく交際・社会性ゆえと述べた上で、その具体的な内容として、次のように「武学・武教」に触れるのである。

武門に付いてのわざ大小品多し。小事にて云ふときは、衣類・食物・屋作・用具の用法迄、武士の作法ある事也。殊更武芸の稽古、武器馬具の制法あり、大には天下の治平礼楽の品、国郡の制、山林・海河・田畑・寺社・四民・公事訴訟の仕置、政道・兵法・軍法・陣法・営法・城築・戦法有^レ之、是れ皆武將武士の日用の業也。⁴⁵と、武家としての「日用」に関係する生活・武芸稽古・武器の使

用法から始まり、政務の知識、兵学知識等の社会的効用に関わる諸事を強調する。しかし、諸事全般に習熟することが目的かと言えは、「左候とて無_レ究品々のわざを一々習ひ知りつくすと云ふにはあらず。前に云ふごとく聖学の定規鑄型を能く知り、規矩準繩に入るときは、見る事能く通じ、聞く事明に成りて、いか様のわざ来れりと云ふ共、其の品々勤へ様明白にするが故に、事物に逢ひ候て屈する事無_レ之候。……寔に心ひろく体ゆるやか成る共可_レ言也。此の学相積む時は知恵日々新たに……」⁴⁶とする方法を採るものであり、この点では、考え方の基本を習得することによって応用を考量する形式陶冶の立場がみられるものである。この考え方の基本に相当する「聖学の筋目」こそが要諦である。

聖人の書迄を昼夜勤へ候て、初めて聖学の道筋分明に得心仕候て、……所々定規をあてて裁ち候へば、大方幼若の者迄、先づ其の筋目のごとくには裁_レ之候。其の間に尤も上手下手は有_レ之候得共、……何事にても其の人の学問程には其の道を合点可_レ仕候。……唯今終に不_レ見不_レ聞の事物の上にて、右の学筋より尋ね候得ば、十ヶ條に五七ヶ條はしれ申候。俗学雑学の輩は、十ヶ條の内に三ヶ條共合点参間敷候。

このように学習方法として「不見不聞の事物」である未知の経験に対処する応用力を考えている点で注意すべきは、素行の古学の発想は、中国さらに日本の観念的な理想態としての古に範を探究するかにみえて、実際はそうした旧制度はもろろん、ましてや以降の歴史の中の古い事歴に規範を求めているものではない点であり、重視

しているのは、当期に適用可能な応用性である点である。

(四) 『随録』『章数附』期の教育・学習観

『随録』（延宝六年・一六七八年）、『章数附』（延宝七年・一六七九年）貞享元年・一六八四年）は、前述のように素行最晩年の雑記・隨筆であり、その時期の事績、門弟への教育の様子や、その教育・学問観が窺えるものである。

延宝六年素行五十七歳の時の『随録』には、素行の教育論が実際に適用される場面を窺わせる次の記述がある。実際の教育方法に対する回答であり、素行の教育観の主旨を端的に表明しているものと考えられる重要な一節であると考えられる。

今ここに幼主あり、殆ど冠せんとす。輔佐の臣、経書に通ずるの士を以てこれに近づけんとす。如何。

曰はく、人先づ文字を知り、而して後に古今の事を談せんと思ふべし。故に読書して聖賢の意味に通ず、これを疏にすべからず。然れども今予に一説あり。人主の学は唯だ文字を知るにあり、文字既に知るあらば、則ち自ら経書の本文を読み、その字義を知り、而して意味を究むべきなり。俗学の徒多く意見を以て経書を解し、終にこれを体するの徒をして、己れの臆度に墮せしむ。人一度その窠に墮在すれば、則ち終にこれを脱出するを得べからず。後來翻り復るも亦旧染の汗習あり。然れば乃ち文書読むべきも亦これを読むべからざるに似たり。

凡そ幼主平日の学は、唯だ古今の勢を審にし、地勢人情を知るに在り。今かの九州・中国・五畿・北陸・南海・関東・奥州の諸列侯、その家譜その土地、その軍功忠義、家の興廢、列国群臣の譜及び言行、日々以てこれを審にす。これ本朝の武学なり。これを忽にして史・漢に渉るは、近きを措いて遠きを略するなり。豈それ実学ならんや。古人皆かくの如し。外国の学専ら春秋を以てするも亦然り。⁴⁸

素行の当期の子弟に対する教育論の性格が集約されて反映していると考えられる。ここで述べられる①幼主を対象、②基礎としての文字学習、③注釈・解釈は多様な意見が多く問題視される、④日本の武学、政治の観点からの各地域の地勢・人物の事歴に関する知識を内容とする点の特徴であり、後期における素行の結論といえるところである。

①の幼主を対象とすることは、子どもの発達段階に注目する素行にとつては強い関心事であり、武家の後継者育成への質疑に込えてきた。当期にも胎教論を述べており、「胎教を存す。人生れて父母に肖るは、皆その母物に感ずるの故に、形音これに肖る。」⁴⁹とあって形質への見解を示す。これも当期でも継続して主張されている素行の陶冶性評価に基づく「気質変化」論を背景としている。質疑応答で「気質変ずべきか。曰はく、変ずべし。……能くこれを練れば則ち変ず。」と述べ、その信念は変わらない。ここでのアナロジは、「麦を練りて飴となす。既に飴となればその味甘美なり。麦を以てこれを名づくべからず。薪の変じて炭となる。水の変じて湯と

なる、皆これ鍛錬の間にあり。」と陶冶性を表現した。⁵⁰

素行の「誠」の理念は自然性に基づく教育論の背景であるが、ここで強調されているのは「誠」とは学習・教育することであるとの見解である。「誠は已むを得ざるの道なり。唯だ誠と云ひてその道を言はずば、誠も亦実ならず。故に聖人は常に学を以て本と為すなり。能く学べば則ち誠自ら通ずるなり。」⁵¹とある。また、「心と云ふも正しからざれば、自心を師とする故に誤なり。意を誠にすると心を正すとは同じ如くなり。意を誠にするは見聞の間について、能くその実を極むるなり。これを極むるは十目十手を本として公共底のつとめこれなり。……人について能く正して、而る後おちつく義なり。」⁵²と述べ、『大学』の「十目十手」の解釈として多くの人の判断が一致するところとみるとともに、教師に就いて学ぶことがそのために必要であり、それが素行の目的とする「公共底」の実現につながるのみのである。その事由は、素行が生得説と習得説を比較した場合に結論的に後者を優位に考えるからである。「天地の間、自然に美質あり、これ生知安行の徒、而して聖人必ずこれを貴ばず。聖人の教を立つるや法則を正す。天下の人共にこの道に由るべし。」⁵³と述べる。素行はまた「教」について説明し、「教ふるに寛を以てせよ」を引用している。⁵⁴『書経』契典の「敬んで五教を敷きて寛に在れ」に拠るものではあるが、教育において寛容であることを強調することが素行の教育説の特性といえる。『大学』「親民」に關しての解釈においても、「親は民の父母たるの義なり。人の父母は子を愛するの情切なり。故にその教戒自ら礼法を生ず。」⁵⁵との意には、子を愛

する情・「親」しみ・「慈」が教育を内実の伴ったものとして成立させる要件とみる。

次に②の基礎としての文字学習と、学習方法における③の注釈・解釈は雑多な意見が多くあり過ぎて問題であるとする点は、学習の在り方に対する素行の見解を改めて表明するものである。そもそも、文字学習について素行は重視しており、基底の問題として文字文化の評価があつた。延宝七年八月「今日より尚書を読む」とあり、『中朝事実』にもみられた文字学習への捨てがたい依拠は『尚書』（『書経』）に拠りながら「案ずるに、文字と天地と並び興れり。」との観点にある模様である。また、子どもの教育方法の観点に關してからも、仮名文字と子どもの教育方法との關係に觸れており、「和は五音を以て四十八字を定め、小童奴婢と雖も四十八字を知れば、則ち書を作し文を為すべし。これ日本第一の知、群国を抜くなり。」⁵⁷と高い評価をしている。

さて③に關して、すなわち「俗学の徒多く意見を以て經書を解し」という状況を憂える素行の立場は当期において顕著と言え、「凡そ書を読む者書のために惑はされざるは、……書多くは作者の意見にあり。聖人の書亦門人弟子の記すところ、専ら己れが好むところを以てす。況や本朝の物語等の雜書、皆その作者の意見多し。平家物語は、……これ作者仏を好むの誤稱なり。吉田兼好、……これ己が隱遁して……、近代小瀬甫菴信長記を作り、信長甲陽の恵林寺、江の叡山を焼くを以て美談と為す。俗儒の憶見に癖するなり。書を見らるもの明辨せざれば、乃ち皆書の為に惑はさるべし。最もこれを慎

むべし。」⁵⁸のように日本の書籍を例示しながら問題視している。多くは仏教に基づく解釈に対する異論にあるとみられるが、異見・異説の夥しい諸学派の解釈の様相や雑学に対して大いに批判的である。この態度はまた読書論全般にも当てはまり、「数千巻の書皆読むべきか。曰はく、聖人の学多端ならず、冊なく編なし。数千萬巻の書は、皆無用の辨、……後世唯だ議論を好みて多辨、……」⁵⁹と述べる。では素行の「日用の学」と雑学の違いとは何かと問えば、それは「学はそれ世間と交はる。古と今と交はりて物の理明かなり。文と武と相交はり、……、雑学はこれに異なり、内外一決せず、……唯だ雑駁なり。」⁶⁰として異なるとみる。読書の教養主義的な捉え方は銜学として素行において批判的であるが、条件付きでは認めている。それは、「行有餘力則以学文」の捉え方によく表れている。

行有餘力則以学文。往年唯この章を読み、日用力行の暇に文を学ぶを以てするなり。力行を錯いて文を学ぶにあらず。その見解甚だ疎なり。

案ずるに、この八字尤も深意あり。人心物に移りて変ず。日用事物の応接皆未だ嘗て学問ならざるなし。而して文を学ぶは又同じからず。故に日に応接すれば世事日に長じ、日に文を学べば学文日に長ず。物二立せず、世事長ずれば学文消ず。学問長ずれば世事消ず。その間世事は皆利害視聽の用、学文は古今道義の講習なり。……文を学ぶは世事日用の本となり、世事は皆驕泰淫樂礼容の本となる。学文はこの世事をなして学問未だ優れざれば、己れの心世事に制せらる。能く文を学べば文を以て世事を制す。文

を学ばざれば出入の用未だその道を得ず。⁶¹

この見解からすれば、素行の「日用の学」は、基本的には読書を通じた学問としての裏付けの要素も不可欠であることが了解される。日常に経験的に取り組んでいれば可ではなく、その点で読書を介した教育・学問に熱心であることは看過出来ない柱であり、その点を改めて説いたものだと言えよう。これは例えば素行が「聖人」と「賢人」の違いについて、「学んで厭はず、教へて倦まざるは聖なり。学は能く古を好むなり。教は己れより発するなり。学と教と相備はるは聖なり。賢者の如きは、一事の賢、一物の賢あり。」⁶²と述べ、教育・学問への取組如何が評価軸となっている言辞にも窺える。これはまた教師の実情を把握した上で、教師の種別を論じる素行の教師選抜論と通じている。⁶³

こうした教師の実情に関する見解は、社会教化論と結びついて、宗教政策における統制論としても現れる。「今世師は甚だ多し。浮屠の説世に行はれて、その勢上位と雖もこれを去り難し。……礼立たば則ち浮屠俗に交はり寺を建て、祭りを盛にし地を下する等の事を得ず。」⁶⁴と間接的な統制策を支持するが、仏教を教化基盤とすることの批判が強くある。一方、神道に対しては、後期にあつては変化をし、「本朝は神国なるを以て、神祇官を以て初となす。」⁶⁵や「本朝神字を以て加美と訓む。これ加賀美の中略の詞。……伊勢大神宮、鏡を以て神体となす。天神又鏡を以て天孫に賜ひ以て戒となし給ふ。皆正直の義なり。……凡そ本朝の俗甚だ智に過ぐ。智あるものは必ず邪僻を含み速利を好む。故に上古の聖神この正直を以て治国

の要件となす。……この義甚だ本朝の妙戒なり。」⁶⁶と日本風俗の特性を「知に過ぎる」ゆえ「正直」を教戒すると述べる等教学として一定の評価をみせる。

④の日本の武学、治政の観点から各地域の地勢・人物の事歴の知識を求める点は、後期の特色であつて、「武学・武教」の再論という側面とともに、それゆえ武家故実としての素行の『武家事紀』は典型的な教材として活用可能であり、同様『山鹿語類』他に集成された日本の兵学的な観点に立つ史談がその学習内容に一致している。改めて素行にあつて、日本の「武学・武教」の存在意義について、質疑に応答しながら自身の学問の固有な意義として述べている。

「武教全書の述ぶるところの規模は、聖学に在るか、武の七書に在るか。……當流の指示するところは自ら一家の規模あり。而も聖賢の意味、異国の秀精、相雜へてこの法を為せるなり。……本朝自ら本朝の武あり。……亦その国俗に困りて悉く変ず。……わが指すところの道は自ら一家の道あり。」⁶⁷

それはまた方法論の特徴の面からも語られる。

武教全書の武は神武か聖武か。神武は易の言なり。聖武は伊訓に云ふ。……予が著はすところの全書、武教といふは、神武及び聖武にあらず、唯これ人の武なり。

全書の序段に云ふ士の法、問うて曰ふ、「何ぞ士の道と謂はずして士の法と曰ふや」と。曰はく、書は皆法を教ふ。法備はれば、則ち道自ら通ずるなり。況や予が教ふところ、皆形用法より入りて、義に精しく、神に通ずるの謂なり。故に専ら法を説くなり。⁶⁸

それゆえ教育に關しても人為的な方法・制度の創案から理念を實現するという発想に立ち、方法・制度への強い関心が現れるのである。なお、それが「神に通じる」とさえ表現するのが、『中朝事実』以降の言い方の変化といえよう。

「武教」の再認識の点では次のような門弟との応答も注意される。談、聖学及び武教のことに及ぶ。「学は唯だ審問慎思にあり。」然り。慎思は武教の練なり。練るところ密ならざれば前に復る。故に徹せざるなり。故に学と思と相對し来るなり。

同じく門弟の動向を記す中で、「貴田孫太夫、小出弥左衛門の事を談ず。小出は、……津軽大学を師とし、その後志甚だ深し。武教小学を以て日用の言行と為す。……(貴田に)日參、書を聞きことを問ふ。弥々その志厚し。始めて書を積徳堂に通ず。」とあり、『武教小学』が教育書として活用されていることがわかる。

門弟との応答において素行は、「凡そわが道は唯だ中を尊ぶのみ。……学者誠を味ひ徳を尊んで中に因らざれば、則ち空談なり。……中庸・問学を錯りて高明徳性を談ずるは中にあらず。故に学者の間は唯だ日用事物の間を尊ぶ。日用事物の間相得れば、則ち誠徳自然に相なり、誠徳日用と更に別たざるなり。日用の事物は、人々の中なり庸なり。これ今日當然の道、更に他なし。」と述べ、『中庸』の解釈においては、素行の場合、その「誠」解釈が「中」なしにはありえないことを指摘する。ここから人間の心の問題を分析しつつ、「意」「志」「氣」は一つのものであると単純化し、「思」「念」「慮」も一つ、「情」は「欲」であるとしますが、素行はこうしてシンプル

に捉えられると述べたいのである。「心意の工夫のみ」に終始することへの批判があるからである。「土地・人民・政事・天道・地理・人事の用」に役立つのが学問であるとみなす。この「天道」は「天文」等自然現象に關わる事象の意味であり学習内容としても重要であった。「天道・地理」も扱うという要素は、兵学としての「易学」的な要素が含まれているというものであり、素行の学問の重要な特色の一端でもある。

なおまた、素行の思想変遷を時系列で追うという関心からは、延宝六年(一六七八年)に著述し講義も集中的に行っている『原源発機』『原源発機諺解』が注意される。これに關わつて、素行が延宝七年に、素行の「易」の解釈について次のように述べているのを見ることが出来る。質疑である「聖人の道甚だ高尚なるか。易に於てこれを見るべし。」とあつたのに対して、「案ずるに、易は高尚ならず。唯だ天地と人物とを論ず。……易は天地万物の外を以てせずして、唯だ天地の道に立つ。……若し甚だ高尚にして、天地の外に出て、……四海を蔑如せば、これ過なり。……これ則ち道と器と變と通とを以て、……」と回答をしている。⁷⁴ すなわち、本稿でも考察した素行の「天地」観の表明につながる言説であり、事物の現象面に適用可能な理論であるとする見地に立つ。この点で、『原源発機諺解』もその観点による解釈が基底にあることが考えられるのである。最後に、『配所残筆』の節でも指摘したが、素行の現状認識、時代認識については重要である。これが教育・教化の基盤ともなっているという意味においてである。「今それ天下は大いに治平なり。

故に静かに古今のことを求め、詳に聖賢の意味を思ふに最もやすし。故に学ぶところ為すところ悉く古人の未曾有の味を出す。凡そ今の聖学の下品、殆ど古の上品に當る。今の上品の如きは、古には未だ嘗てあらざるなり。」⁷⁵とあり、古学的認識とは、古典に帰ることはなく尚古的ではない、現在をこそ最大に評価している点が看過できない。教育・学問の興隆に最もふさわしい時期であるともみている。素行のこの記述は重要で、素行は懐古的な理想主義とは異なる面を顕著にみせている。それが社会認識の姿勢であり、経済観、そして進歩観となって表明されている。素行教育思想の根底にある時代認識である。

(結)

素行が教育論として後期に示している主張点は、①日本中朝主義から学習内容の「日本化」の意味を日本の「武学・武教」を改めて見直すことにおいた。②「日用の学」としての性格は同一だが、文字学習や基礎知識の重視がみられること。③五行説による人間形成論は引き続き背景となっている。④子弟教育への実際的な関心を継続していること。⑤胎教や通過儀礼・年中行事による子どもの教育方法論の再説。⑥陶冶性の評価に基づく気質変化論は教化・教育の基礎論として常に継承している。⑦教師論や社会教化論も説かれるが、条件付きの学校への庶民入学等、特色ある観点も維持している。⑧産業への関心や現在の評価、応用性の重視等、動的な性格がより

窺われる。等に確かめられた。

なお、素行の教育思想の展開を総括的に考察するためには、一つには、本稿でみた素行の後期の教育論に関する記述の検討をさらに進める必要がある。教育論の具体的な記述自体は後期に至り減少するが、その見解に後期特有の特色や観点があるか否かはなお検討をしたい。素行の後期の教育論の動向を確認するためには、さらに『治平要録』等の後期の著作を再検討する必要がある。また、思想動向との関連でいえば、『中朝事実』の「日本化」が教育論との関係において如何なるものであったかを考察したことが同様、『原源発機』の「易学」志向と教育論との関係も確認する必要がある。

さらに素行教育思想の具体的な教育論各々の展開の文脈をたどり直して整理することが課題として求められると考える。全体を通してみた構造がその中で再確認されると考えている。

(註)

- 1 拙稿「山鹿素行の教育思想の構造と「誠」概念の考察―教師・教育方法・子どもの発達をめぐる―」(工学院大学研究論叢五四―二)二〇一七年三月・九八―一〇九頁、同「山鹿素行の教育思想における諸概念の考察―「自然」節を中心に―」(工学院大学研究論叢五五―一)二〇一七年十月・七九―九三頁、同「山鹿素行の教育思想における学校・教師―「誠」「立教」の文脈を中心に―」(工学院大学研究論叢五五―二)二〇一八年二月・五一―六五頁、同「山鹿素行の教師・学習論の一考察―「講居童問」への展開の検討を中心に―」(工学院大学研究論叢五六―一)二〇一八年十月・五二―六七頁参照。拙稿では、素行の古学思想の文脈での教育論の構造と発展経緯を跡付けようと試みた。

- 2 拙稿「山鹿素行の教育論と「日本化」の問題―『中朝事実』の教化論の解釈を中心に―」(工学院大学研究論叢五六―二)二〇一九年二月・七〇―八五頁。
- 3 配所残筆・広瀬豊編『山鹿素行全集思想篇』(岩波書店・一九四〇)一九四二年)十二卷・五九一―五九九頁。素行の後期の事歴的な部分に関しては、他、後述の素行著作序また広瀬豊「山鹿素行略年表」(『山鹿素行全集思想篇』(前掲)一卷・三九―六九頁所収)、中嶋英介編『国文学研究資料館特別コレクション山鹿文庫目録』二〇一九年四月、中嶋英介「山鹿素行全集思想篇」考(『国文学研究資料館紀要四三』二〇一七年三月・一八三―二〇九頁)参照。なお、『聖教要録』(寛文五年・一六六五年)、『山鹿語類』(寛文三―五年・一六六三―一六六五年)ともに古学確立期の著作である。
- 4 謫居随筆・広瀬豊編『山鹿素行全集思想篇』(前掲)十二卷・五〇一頁。同前。
- 5 謫居童問・山鹿素行全集思想篇』(前掲)十二卷・二七―二八頁。
- 6 謫居随筆・(前掲)十二卷・五〇一―五〇二頁。
- 7 同前十二卷・五〇四頁。
- 8 同前十二卷・五〇五頁。
- 9 同前十二卷・五〇六頁。
- 10 同前十二卷・五〇七―五〇八頁。
- 11 同前十二卷・五〇九―五一〇頁。
- 12 同前十二卷・五一―五二三頁。
- 13 同前十二卷・五二九頁。引用後半は教師論にもなっている。教師に就いての就学の勧めであると同時に教師の選択についてを主題とする。また教師に関係しては、「旧臣を重んずるに賓師の優を以てするは、古の道なり。群臣は之れを親しみ、……礼は親を久しうするの教なり。」(同前十二卷・五二五―五二六頁)と捉えていることがみられる。後述「席を老臣に賜ひて往事を談じ」に通じるものである。『武家事紀』の教育内容論としての考察は、拙著『教育思想の研究―山鹿素行の教育論の考察を中心に―』(酒井書店・二〇一三年十二月)一六一―一六四頁参照。
- 14 謫居随筆・山鹿素行全集思想篇』(前掲)十二卷・五二七頁。
- 15 同前十二卷・五二八頁。「人君動くに其の礼を以てせず、……名教立たず。礼に蔽あり寛あり、急あり緩あり、而る後に事物其の節を得るなり。」(同前十二卷・五二八頁)と、事物に即した「礼」の在り方が述べられる。
- 17 謫居随筆・(前掲)十二卷・五二九―五三〇頁。
- 18 同前十二卷・五三〇―五三二頁。素行の学習方法また学習内容論に関しては、『教育思想の研究―山鹿素行の教育論の考察を中心に―』(前掲)一一五―一三四頁、一五七―一八八頁参照。
- 19 謫居随筆・(前掲)十二卷・五三〇頁。
- 20 同前十二卷・五二二頁。
- 21 同前十二卷・五二二―五二二頁。山鹿語類・『山鹿素行全集思想篇』(前掲)六卷・一四一―一四二頁。この年中行事・通過儀礼を意図的に取り込んだ学習方法に関しては、『教育思想の研究―山鹿素行の教育論の考察を中心に―』(前掲)一三六―一三七頁参照。
- 22 謫居随筆・山鹿素行全集思想篇』(前掲)十二卷・五五五―五五六頁。同前十二卷・五三一―五三四頁。
- 23 同前。
- 24 同前十二卷・五二五頁。
- 25 同前十二卷・五二六頁。
- 26 同前十二卷・五二六頁。
- 27 同前十二卷・五三四―五三五頁。
- 28 同前十二卷・五三五―五三六頁。
- 29 同前十二卷・五三五―五三六頁。
- 30 「山鹿素行の教師・学習論の一考察―『謫居童問』への展開の検討を中心に―』(前掲)二〇一八年十月・五二―六七頁参照。
- 31 謫居随筆・山鹿素行全集思想篇』(前掲)十二卷・五一五頁。
- 32 同前十二卷・五五七―五五八頁。素行の「日用の学」の一面としては、例えば、贈答に関して「時候には必ず腆薄の物儀を以て相贈答す。是れ好を修め盟を尋むるの礼なり。況や君臣・父子・兄弟・師友の道をや。」(同前十二卷・五六〇頁)と社交的意義を述べ、「器物」に対しては「人に貴賤・貧富・老幼・男女あり、器物皆之れに従うて其の用あり。時に或は文を貴び、或は質を貴ぶ。文質彬彬、礼容儀儀たるは君子の好む所なり。」(同前十二卷・五五八頁)とみる等、質素儉約を奨励するよりも、「分」は適宜維持するものの、「事物」の運用・利用・開発に関しては決して消極的ではない。
- 33 謫居随筆・山鹿素行全集思想篇』(前掲)十二卷・五三七―五三九頁。
- 34 同前十二卷・五四七―五四八頁。
- 35 同前十二卷・五六六頁。
- 36 同前十二卷・五六六頁。
- 37 同前十二卷・五二〇頁。
- 38 同前十二卷・五二〇頁。

- 39 配所残筆・『山鹿素行全集思想篇』(前掲) 十二卷・五九二頁。
 40 同前十二卷・五九一〜五九八頁。
 41 同前十二卷・五九七頁。
 42 同前十二卷・五九三頁。
 43 同前十二卷・五九七頁。
 44 同前十二卷・五九八頁。
 45 同前十二卷・五九七頁。
 46 同前十二卷・五九七〜五九八頁。
 47 同前十二卷・五九五〜五九六頁。
 48 随録・『山鹿素行全集思想篇』(前掲) 十一卷・五五六〜五五七頁。当記述に關しては、『武家事紀』に連接する武士の学習方法の「小学」段階の要諦として重要であると既に考察してきた(『教育思想の研究』山鹿素行の教育論の考察を中心に) (前掲) 一六二頁参照)。
 49 章数附貞・『山鹿素行全集思想篇』(前掲) 十一卷・六〇八頁。
 50 章数附利・『山鹿素行全集思想篇』(前掲) 十一卷・五七四〜五七五頁。
 51 同前十一卷・五七三頁。
 52 章数附貞・(前掲) 十一卷・五九七〜五九八頁。「十日十手、共に根共に指すは、是れ至公にして欺くべからず、……是れ至誠息むなきの道、……自欺・自憚・慎独等に対し来る。……聖人の道は其の公共底なる、夫の天地鬼神に対越す。……是れ明德を明かにするなり。其の知を致すなり。意を以て誠とすること、此れを以てせざれば標的なし。」(四書句讀大全大学・『山鹿素行全集思想篇』(前掲) 十一卷・一三八〜一三九頁)と解釈していることと符合する。
 53 章数附亨・『山鹿素行全集思想篇』(前掲) 十一卷・五六八頁。
 54 同前十一卷・五七一頁。
 55 同前十一卷・五七一〜五七二頁。「慈悲の誠」に基づく子どもの教育方法論の主張は素行の特性である(『教育思想の研究』山鹿素行の教育論の考察を中心に) (前掲) 一三五〜一四七頁参照)。
 56 章数附亨・(前掲) 十一卷・五七〇頁。口承文化を一方で評価するが、あくまで日本にも文字の存在を主張する点があったことを指す(『山鹿素行の教育論と「日本化」の問題』『中朝事実』の教化論の解釈を中心に) (前掲) 参照)。
 57 章数附利・『山鹿素行全集思想篇』(前掲) 十一卷・五七九頁。
 58 随録・『山鹿素行全集思想篇』(前掲) 十一卷・五五七〜五五八頁。
 59 章数附利・『山鹿素行全集思想篇』(前掲) 十一卷・五七五頁。
 60 同前十一卷・五八〇頁。
 61 章数附貞・(前掲) 十一卷・五九八〜五九九頁。
 62 随録・(前掲) 十一卷・五五四頁。
 63 『教育思想の研究』山鹿素行の教育論の考察を中心に (前掲) 二〇七〜二三三、一三七〜一三八頁参照。
 64 章数附利・『山鹿素行全集思想篇』(前掲) 十一卷・五七六頁。
 65 同前十一卷・五八七頁。
 66 章数附貞・同前十一卷・六〇八〜六〇九頁。
 67 章数附元・同前十一卷・五六五〜五六六頁。
 68 同前十一卷・五六二〜五六三頁。
 69 章数附貞・同前十一卷・六〇二頁。
 70 同前十一卷・六〇五頁。
 71 随録・(前掲) 十一卷・五五八〜五五九頁。
 72 同前十一卷・五五九頁。
 73 同前十一卷・五六〇頁。
 74 章数附亨・(前掲) 十一卷・五六九頁。
 75 随録・(前掲) 十一卷・五六〇頁。
 (うちやま むねあき 教育推進機構 教授)